

○玉城町景観まちづくり活動事業助成金交付要綱

平成27年4月1日

告示第66号

(目的)

第1条 この要綱は、自主的かつ継続的に地域の景観まちづくり活動を行う団体に対し、玉城町景観まちづくり活動事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、景観まちづくり事業を推進し、地域の特性を活かした景観の向上を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業は、地域の景観まちづくり活動に関する事業で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 玉城町において一定の地域を対象として行われるものであること。
- (2) 地域の景観向上のために行うものであること。
- (3) 町の他の助成金又は交付金の交付を受けていないこと。
- (4) 法令又は条例若しくは規則に抵触しないこと。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、景観まちづくりを行おうとする自治区及び団体とする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、景観まちづくり事業の実施に必要な経費のうち別表に定める項目のとおりとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1団体50,000円を上限とし、予算の定める範囲内において交付する。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、玉城町景観まちづくり活動事業助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業(変更)計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定し、玉城町景観まちづくり活動事業助成金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第8条 助成金の交付の決定を受けた申請者は、景観まちづくり事業の内容及び景観まちづくり事業に要する経費配分の変更(助成対象経費の10分の3を超えない額の変更であって助成金の額に増額変更を生じない場合を除く。)を行うとき又は景観まちづくり事業を中止し、若しくは廃止するときは、あらかじめ玉城町景観まちづくり活動事業変更(中止・廃止)申請書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業(変更)計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、玉城町景観まちづくり活動事業変更(中止・廃止)決定通知書(様式第6号)により、変更等した申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、助成対象事業が完了したときは、玉城町景観まちづくり活動事業実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第8号)

(2) 収支決算書(様式第9号)

(3) 事業実施写真及び資料等

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(助成金確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該報告書類の審査及び必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 前項により、事業が適正に実施されたと認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を玉城町景観まちづくり活動事業助成金交付額確定通知書(様式第10号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた申請者は、確定を受けた日から14日以内に玉城町景観まちづくり活動事業助成金交付請求書(様式第11号)により町長に助成金を請求するものとする。

(助成金交付決定の取消し又は返還)

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により助成金交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

| 項 目 | 内 容 |
|----------|---|
| 原材料費 | 事業に使用する原材料費 |
| 通信運搬費 | 事業の実施に必要な郵便代その他の経費 |
| 燃料費 | 事業に必要な車両又は機械の燃料費 |
| 保険料 | 事業の実施に係る保険料 |
| 使用料及び賃借料 | 車両又は機械の借上料若しくは会場使用料その他の経費 |
| 印刷製本費 | チラシ・ポスター・冊子その他の印刷物の作成費 |
| 消耗品費 | 事業に必要な消耗品の購入費 |
| 食糧費 | 事業参加者の飲物その他の経費（参加者1人につき200円以内） |
| 事務費 | 連絡用電話代、案内状等の郵送料、申請・実績報告事務に必要な消耗品費及び用紙・写真等の印刷代、コピー代等（事務費以外の助成対象経費の10%以内） |
| その他 | 景観まちづくり事業の実施のため町長が特に必要と認める経費 |